自動車リサイクル法に基づく 解体業・破砕業の許可申請及び 変更届出等の手引き

令和3年1月 郡山市3R推進課

目 次

第1	第1 許可申請書及び変更届出等作成の基本的留意事項						
	1	手引きの作成目的・・・・・・・・・・・・・・・・2					
	2	申請手数料一覧 (平成26年2月1日現在)・・・・・・・・2					
	3	許可申請書の作成における一般的留意事項・・・・・・・・・ 2					
	4	申請書について・・・・・・・・・・・・・・・3					
		添付書類について・・・・・・・・・・・・・・・5					
	6	申請書・添付書類のチェックリスト・・・・・・・・・9					
第2		ご更届出等について					
	1	変更の届出について・・・・・・・・・・・・・・11					
	2	廃業等の届出について・・・・・・・・・・・・・12					

1 手引きの作成目的

この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。) に基づく解体業及び破砕業の許可申請及び変更届出等に係る書類の作成方法について取りまとめ たものです。

2 申請手数料一覧(令和3年1月1日現在)

(1) 解体業許可申請(新規)78,000円(2) 解体業許可申請(更新)70,000円(3) 破砕業許可申請(新規)84,000円(4) 破砕業許可申請(更新)77,000円

(5) 破砕業事業範囲変更許可申請 67,000円

※一度納付された申請手数料は、不許可や申請取下げの場合でも返還できません。

- 3 許可申請書の作成における一般的留意事項
 - (1) 許可申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)は、郡山市ホームページからダウンロードできます。パソコン等で作成した上、記入してください。

なお、添付書類の図面等の作成についてはA4判に折りたたみ等としてください。

- (2) 添付書類の作成上、所定の様式に書き込めない場合は、別紙を用いるか又は記載スペースを 広げる等、様式を追加又は変更してもかまいません。
- (3) 申請書等の綴り込みに当たっては、A4判の二穴あきファイルを使用し、申請書等をチェックリストに掲げている順に綴じてください。(ファイルにテプラ等を用いて背表紙をつけ、業許可の種類・会社名・新規又は更新の別を記入してください。)
- (4) 2部(正本(申請用)と副本(申請者控え・副本は正本の複写でも可))
- (5) 許可申請に関しては予約制になりますので、あらかじめ電話で予約を入れてください。

[予約電話番号 024-924-2181 (3R推進課指導係)]

更新許可申請は、許可の有効期限内に申請を行った場合、有効期限が過ぎても更新許可申請に 対する許可又は不許可処分されるまでは従前の許可は有効ですが、許可期限のおおむね2~3ヶ 月前を目安として申請してください。

- (6) 許可申請手数料は、申請書受理にあたり、市役所内の銀行において納入していただきますので現金を持参してください。
- (7) 先行許可の取扱いについて

住民票の写し等を添付して交付された<u>許可証(注)</u>の原本を申請時に提示した場合は、住民票、 登記事項証明書又は株主登記簿謄本等の添付を省略することができます。

その場合、当該許可証を複写したものに奥書証明を付したものを添付してください。

- (注)解体業許可、破砕業許可、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業許可(変更許可を含む)産業廃棄物処分業許可(変更許可を含む)を言います。
 - ※先行許可証を提出した場合に省略できる書類は次のとおりです。
 - ①申請者の住民票の写し(個人事業者)
 - ②法人役員等の住民票の写し
 - ③株主及び出資者の住民票の写し及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)又は登記簿謄本
 - ④政令に規定する使用人の住民票の写し及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)
 - ⑤申請者が未成年の場合の法定代理人の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

(8) 有価証券報告書の活用について

申請者が直前の事業年度における証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に基 く有価証券報告書を作成しているときは、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本に代えて、当該有 価証券報告書を申請書に添付することができます。この際、有価証券報告書の当該部分のみの写 しを添付することで差し支えありません。

(9) 破砕業変更許可について

破砕前処理に破砕処理の業を追加する場合等は、破砕業の変更許可が必要になります。施設 については破砕施設の設置になりますので、事前に郡山市産業廃棄物処理指導要綱に基づき施 設に関する手続きが必要になります。

施設設置を予定している事業者は、予め相談をしてください。

4 申請書について

- (1) 解体業(破砕業)許可申請書(新規又は更新)申請書の様式は次のものを使用してください。
 - ・解体業 (新規、更新) 許可申請は、様式第五
 - ・破砕業 (新規、更新) 許可申請は、様式第八
 - ・破砕業の事業の範囲の変更許可申請は、様式第十

[第1面]

① 申請年月日 申請書の受付時に記入していただきます。

② 申請者の住所及び氏名

ア 法人の場合は、登記上の住所、法人の名称並びに代表者の職及び氏名を記入してください。 イ 個人の場合は、住民票上の住所及び氏名を記入してください。

※必ず郵便番号も明記してください。

③ (破砕業のみ)事業の範囲

次の区分に従い、記入してください。

- ・破砕前処理:使用済自動車の圧縮(プレス)又はせん断(シャーリング)処理のみを行う場合
- ・破砕:使用済自動車の破砕処理(シュレッダー)を行う場合
- ・破砕前処理及び破砕:使用済自動車の圧縮又はせん断及び破砕処理の両処理を行う場合
- ④ 事業所の名称及び所在地

解体業又は破砕業に関する業務を行う全ての事業所を記入し、主たる事業所又は従たる事業 所の別、事業所の名称、所在地を記入してください。

また、複数の事業所がある場合は、次の「事業の用に供する施設の概要」における施設(破砕業にあっては「当該施設について廃棄物処理法の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」まで)と対応して記入してください。

なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1-1号に記入し添付してください。

⑤ 事業の用に供する施設の概要

ア 解体業

施設の概要を記載してください。

なお、「別紙、事業所の施設を明らかにする図面等のとおり」と記入し省略しても構いません。

イ 破砕業

施設の概要を記載してください。

なお、「別紙、事業所の施設を明らかにする図面等のとおり」と記入し省略しても構いません。

また、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の場合は、その許可年月日及び許可番号を記入してください。なお、郡山市産業廃棄物処理指導要綱に基づく指定処理施設の場合は、その受理年月日を記入してください。

⑥ 他の解体業・破砕業の許可状況

他に解体業又は破砕業の許可を有している場合(他の都道府県及び保健所設置市のものを含ま。)には、その許可番号(申請中にあっては、申請年月日)を全て記入してください。

なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1-2号に記入し添付してください。

(7) 産業廃棄物処理業の許可状況

他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可を有している場合(他の都道府県及び政 令市のものを含む。)には、その許可番号(申請中の場合には、その申請年月日)を全て記入 してください。

なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1-3号に記入し添付してください。

⑧ 保管施設の状況

解体業(破砕業)を行おうとする事業所以外の場所で、使用済自動車又は解体自動車(破砕業にあっては、解体自動車又は自動車破砕残さ)の積替え又は保管行為を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限を記入してください。

なお、全てを記入しきれない場合は様式第1-4号に記入し添付してください。

[第2面]

⑨ 役員等の状況

申請者が法人の場合、その全ての役員の氏名、ふりがな、役職名、住民票上の住所(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)を記入してください。

また、全てを記入しきれない場合は様式第1-5号に記入し添付してください。

⑩ 使用人の状況

令第5条に規定する使用人(※注)がある場合、その全ての者の氏名、ふりがな、役職名、 生年月日、住民票上の住所及び本籍を記入してください。

なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1-6号に記入し添付してください。

- (※注): 令第5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者
 - ・本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業及び破砕業に係る契約を締結 する権限を有する者を置くもの
- ① 法定代理人の状況

申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合、その法定代理人の氏名、ふりがな、住民票上の住所を記入してください。

⑩ 株主(出資者)の状況

申請者が法人の場合、当該株主又は出資をしている者があるとき、発行済株式総数の100分の5以上の株式又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者について、その氏名、ふりがな、住民票上の住所(法人にあっては名称、主たる事務所の所在地)並びに保有する株式の数又は出資の金額を記入してください。

なお、全てを記入しきれない場合は、様式第1-7号に記入し添付してください。

[第3面]

③ 標準作業書の記載事項

標準作業書に記載すべき事項の各内容を記入してください。なお、標準作業書の全文の写しを添付しても差し支えありません。

(2) 破砕業の事業範囲変更許可申請書

[第1面]

- ① 申請年月日、申請者の住所及び氏名(1)の①及び②と同様に記入してください。
- ② 許可の年月日及び許可番号 変更しようとする現有許可の年月日と許可番号を記入してください。
- ③ 変更の内容

事業の範囲に係る変更の内容を記入してください。

(記入例)「破砕の追加」(破砕前処理からの変更)

④ 変更理由

変更することになる具体的な理由を記入してください。

- ⑤ 変更に係る破砕業の用に供する施設の概要
 - ア 事業範囲の変更にともない破砕業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力に変更が生じる場合は、変更に係る破砕業の用に供する施設について(1)の④から⑥までと同様に記入してください。
 - イ 変更がない場合は、その旨を記入してください。
- ⑥ 保管施設の状況
 - 変更がある場合は記入し、変更がない場合は、その旨を記入してください。
- ⑦ 第2面及び第3面
 - (1)と同様に記入してください。

5 添付書類について

- (1) 事業所の施設を明らかにする図面等
 - ※ 事業範囲変更許可申請の場合は、変更後のすべての事業計画とし、変更部分を明確にしてく ださい。
 - ① 解体業(破砕業)を行おうとする事業所の施設の概要書(様式第2-1号、2-2号)
 - ・処理施設、保管施設等の構造・設備、生活環境の保全上支障防止の対策等の概要について記 入してください。
 - ② 解体業(破砕業)を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする次の図面 ア 事業所の位置に関する図面
 - (ア) 事業所の位置図
 - ・周辺の建物の状況等がわかる住宅地図等に朱書きで事業所の位置を明示してください。
 - ・複数の事業所がある場合は、それぞれ作成してください。
 - (イ) 事業所内での配置図
 - ・事業所内での、施設、設備又は事務所等の配置を明示する図面を作成してください。
 - イ 事業所での解体・処理施設の構造及び設備に関する次の図面
 - (ア) 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - (イ) 保管施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び保管施設の面積と容積の計算書
 - (ウ) その他、保管施設の囲い(門扉)、標識等の図面等
 - ※ 破砕業の申請において、当該施設が産業廃棄物処理施設等の場合は、その許可証の写しを添付することで上記図面等を省略しても差し支えありません。
- (2) 施設の所有権(又は使用権原)を証明する書類等
 - ・所 有 権:土地又は建物の登記簿謄本等
 - ・使用権原:土地又は建物の賃貸借契約書等
- (3) 事業計画書(様式第3-1号)
 - ① 事業の全体計画(業務を行う時間、従業員数、休業日を含む。)
 - ・引取りから引渡しまでの流れを説明する内容を記載してください。
 - ・有用物回収品目、発生廃棄物について記載してください。
 - ② 解体業:使用済自動車(破砕業:解体自動車)等の受入れ実績及び計画
 - ・現状までの受入れ実績について、記載してください。
 - ③ 解体(破砕)実績
 - ④ 解体(破砕)能力
 - ⑤ 保管の状況
 - ※ 「保管量の上限」を超過して保管している場合は、次の(3)-2 (様式第3-2号) を記入してください。
 - ⑥ 年間収支見積書
- (3)-2 事業計画書及び収支見積書(過剰保管の場合)(様式第3-2号)
 - ※ 前記(3)⑤「保管の状況」において、「保管量の上限」を超過して保管している場合に添付してください。

- ① 保管量の上限を超過して保管している使用済自動車(解体自動車)等の処理計画
- ② 詳細収支見積書
- ③ 資産に関する調書
 - ・前年度の決算書(貸借対照表を含む)を添付しても可。
- (4) 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の 45に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) (申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写しについては本籍が記載されたもの。)
- (5) <u>申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(</u>登記簿の謄本は申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。)
 - ※定款及び登記簿には、この業務に関する規定が記載されていること。

(例:使用済自動車の再資源化等に関する業務)

(6) <u>法人役員の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等</u> の記載のあるもの。)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

その全ての役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のものを添付してください。

なお、申請日以前 3 ヶ月以内に発行され、<u>住民票の写しについては本籍が記載されたものです。</u>

- (7) <u>株主又は出資者の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45に規定する</u> 国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)又は登記簿 の謄本
 - ① 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合に添付してください。
 - ② 発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額を示す書 類
 - ③ 該当する者が個人の場合にはその者の本籍が記載された住民票の写し及び登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)、法人の場合にはその法人の登記簿謄本 (法人株主等用) を添付してください。
 - ④ 申請日以前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。
- (8) 使用人の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

令第5条に規定する使用人(本支店の代表者や契約締結権限のある使用人)がある場合に添付してください。(申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写しについては本籍が記載されたもの。)

(9) <u>法定代理人の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍</u>等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)

申請者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、添付してください。(申請日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写しについては本籍が記載されたもの。)

「登記事項証明書」について

後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。

各法務局(支局を含む。)に申請書が備え付けられており、郵送申し込みにより東京法務局から交付されます。

- (10) <u>誓約書 (解体業:様式第4-1号 破砕業:様式第4-2号) (年月日は申請時に記入</u> ※誓約書は、次ページ参考資料 II 欠格要件に該当しないことを誓約するものです。
- (11) 添付書類の省略に関する書類
 - ・添付書類を省略する場合は、省略した書類の種類とその理由を、「省略添付書類一覧表」(様式第5号)を記入してください。
 - ※添付書類を省略できる場合
 - ① 更新許可において省略できる書類
 - ア 事業所の施設 (積替え又は保管の場所を含む。) の構造を明らかにする平面図、立面図、 断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
 - イ 施設の所有権(又は使用権原)を証明する書類
 - ② 先行許可証を提出した場合において省略できる書類
 - ア 申請者が個人の場合、その住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45 に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書
 - イ 法人役員等の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第 34 条の 45 に規定する 国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書
 - ウ 株主又は出資者の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第 34 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
 - エ 令第5条に規定する使用人の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書
 - オ 法定代理人の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の45に規定する 国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書

参考資料

許可基準

- Ⅰ-1 解体業を継続して行うに足りる基準に適合すること(解体業に限る)
 - ①事業の用に供する施設
 - ・ 廃油等の流出防止等のため、コンクリート床面、油水分離装置、屋根等の設置を原則とする解体作業場を保有すること
 - ・ 囲いがあり範囲が明確な使用済自動車等の保管場所を保有すること 等
 - ②申請者の能力
 - ・ 解体手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
 - 事業計画書又は収支見積書から判断して、解体業を継続できないことが明らかでないこと
- I-2 破砕業を継続して行うに足りる基準に適合すること(破砕業に限る)
 - ①事業の用に供する施設
 - ・ 囲いがあり明確な解体自動車の保管場所を保有すること
 - ・ 生活環境保全上適正な処理可能な施設を保有すること
 - ・ 破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施 設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダスト(ASR)の保管場所の保有 等
 - ②申請者の能力
 - ・ 破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること
 - ・ 事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと
- Ⅱ 欠格要件に該当しないこと (解体業・破砕業共通事項)

事業者、その役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁固以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から5年を経過しないこと、暴力団関係でないこと等

※ 基準を満たさない場合不許可になります。また、更新許可申請時又は変更許可申請時に欠格 要件に該当することが判明した場合は、併せて従前の許可が取消処分になります。

6 申請書・添付書類のチェックリスト

◎申請書の欄に記入しきれない場合の別添様式

		確認	備考
1	事業所の名称・所在地、施設の概要等(様式第1-1号)		
2	他の解体業・破砕業の許可状況(様式第1-2号)		
3	他の産業廃棄物処理業の許可状況(様式第1-3号)		
4	保管施設の状況(様式第1-4号)		
5	役員等の状況(様式第1-5号)		
6	使用人の状況(様式第1-6号)		
7	株主(出資者)の状況(様式第1-7号)		
8	標準作業書の写し		

◎添付書類等

1 事業所の施設を明らかにする図面等			
(1)事業所の施設の概要書(解体業:様式第2-1号 破砕業:様式第2 -2号)			
(2)事業所の施設の構造を明らかにする次の図面			
ア 事業所の位置に関する図面		更新若しくは変更許可申	
(ア) 事業所の位置図			
(イ) 事業所内での配置図		請の際は、変更が無けれ	
イ 事業所での処理施設の構造及び設備に関する次の図面		ば省略可	
(ア) 処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造 図及び配置図			
(イ) 保管施設の平面図、立面図、構造図及び保管施設の面積と容量 の計算書			
(ウ) その他、保管施設の囲い(門扉)、標識等の図面等			
2 施設の所有権(又は使用権原)を証明する書類等			
3 事業計画書及び収支見積書(様式第3-1号) (過剰保管の場合:事業計画書及び収支見積書(様式第3-2号))			
4 申請者が個人の場合には、住民票の写し(外国人にあっては住民基本 台帳法第34条の45に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項 証明書		先行許可証を提出した場合は省略可	
5 申請者が法人の場合には、定款又は寄附行為及び登記簿謄本			
6 法人役員の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条の 45に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書		先行許可証を提出した場 合は省略可	
7 発行済株式総数又は総出資額の 100 分の 5 以上を占める者の住民票の 写し(外国人にあっては住民基本台帳法第 34 条の 45 に規定する国籍等 の記載のあるもの。)及び登記事項証明書又は登記簿謄本		先行許可証を提出した場 合は省略可	
8 使用人の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第 34 条の 45 に規定する国籍等の記載のあるもの。) 及び登記事項証明書		先行許可証を提出した場 合は省略可	
9 法定代理人の住民票の写し(外国人にあっては住民基本台帳法第34条 の45に規定する国籍等の記載のあるもの。)及び登記事項証明書		先行許可証を提出した場 合は省略可	

10 欠格要件に該当しないことの誓約書 (解体業:様式第4-1号、破砕業:様式第5-2号)	
11 先行許可を受けている場合は、その許可証の写し	申請の際に当該許可証の 原本を持参し、その許可 証写しに奥書証明を付す こと。
12 添付書類の省略に関する書類 (様式第6号)	

第2 変更届出等について

- 1 変更の届出について
 - (1) 次の事項に変更があった時は変更届出が必要です。
 - ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ② 事業所の名称及び所在地並びに事業の用に供する施設の概要
 - ③ (法人である場合)

役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)の氏名及び住所(政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所)

- ④ (未成年者である場合) 法定代理人の氏名及び住所
- ⑤ 標準作業書の記載事項
- ⑥ (業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管 行為を行う場合) 当該場所の所在地、面積及び保管量の上限
- ⑦ (法人である場合)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5 以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称及び所在地

- ⑧ (個人である場合) 政令で定める使用人の氏名及び住所
- (2) 届出様式等について
 - ① 届出書の様式は次のものを使用してください。
 - ・解体業変更届出は、様式第七
 - ・破砕業変更届出は、様式第十一
 - ② 添 付 書 類 (<u>(3)①から⑧に掲げる書類</u>及び(1)の②⑤⑥を除き<u>誓約書(解体業:様式第</u>5-1号、破砕業:様式第5-2号を添付してください。)
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出の時期

変更のあった日から30日以内に提出してください。添付書類の関係上30日を超えるときは、先に届出書を提出し添付書類は後日提出してください。

(3) 添付書類 ((1)①から®に掲げた各事項の変更には以下の書類を添付してください。)

(1)

- ア(届出事業者が個人の場合)変更した者の住民票の写し及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書)
- イ(届出事業者が法人の場合)定款又は寄付行為及び登記簿謄本(登記されていないこと の証明書)

2

- ア 当該解体業(破砕業)の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を 明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取図
- イ アの施設の所有権(又は使用権原)を証明する書類等
 - ・所 有 権:土地又は建物の登記簿謄本等
 - ・使用権原:土地又は建物の賃貸借契約書等
- ③ 当該変更に係る者の住民票の写し、登記事項証明書(登記されていないことの証明書) 並びに登記簿謄本
- ④ 法定代理人の住民票の写し、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)
- ⑤ 標準作業書の写し
- ⑥ 変更に係る者の住民票の写し、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)並び に登記簿謄本
- ⑦ 当該使用人の住民票の写し及び登記事項証明書(登記されていないことの証明書) (※住民票、登記事項証明書(登記されていないことの証明書)及び株主登記簿謄本については 届出日以前3ヶ月以内に発行され、住民票の写しについては本籍が記載されたもの。)

- 2 廃業等の届出について
 - (1) 解体業・破砕業の廃業等の届出書は様式第6号を使用してください。
 - (2) 提出部数 1部
 - (3) 提出の時期 下記(4)の各号に該当した日から30日以内に提出してください。
 - (4) 変更の届出事項(括弧内が提出義務者になります。)
 - 1 死亡(相続人)
 - 2 法人が合併により消滅(その法人を代表する役員であった者)
 - 3 法人が破産により解散(破産管財人)
 - 4 法人が合併及び破産以外の事由により解散(精算人)
 - 5 業の廃止 (解体業者 (破砕業者) であった個人) (法人の場合、その法人を代表する役員))